

西村あさひ法律事務所

ベトナムの食品安全に関する一般的規制（第 2 回）
— 遺伝子組換え食品、食品の包装、表示、広告 —

アジア/アグリ・フードニュースレター

2023 年 8 月 1 日号

執筆者：

E-mail✉ [廣澤 太郎](#)E-mail✉ [辻本 直規](#)E-mail✉ [田中 栄里花](#)E-mail✉ [Nguyen Tuan Anh](#)E-mail✉ [Nguyen Thi Thanh Ngoc](#)

1. はじめに

本稿では、第 1 回のニュースレター「ベトナムの食品安全に関する一般的規制」([こちら](#))に続き、遺伝子組換え食品、食品の包装、表示及び広告に関する規制について概説します。これらは、食品が市場や消費者に流通する過程において、管轄当局が食品の安全性を管理するための重要な規制です。

第 1 回のニュースレターでは、食品安全法¹や政令 15 号²、政令 115 号³等の食品の安全性に関する主要法令について解説しましたが、本稿では、これらの法令に加え、遺伝子組換え食品、食品表示及び包装に関する下位法令、広告及び消費者権利保護に関する法令等の食品の安全性に関するその他の重要法令について解説します。これらの法令は、食品関連事業者の権利義務、食品の安全性の確保のための包装及び容器に関する要件、食品表示の必要的表示事項、食品広告の登録義務等を規定しており、食品の包装や表示に関する一般的及び詳細な規定を定める包括的な法的枠組みとして機能しています。

遺伝子組換え食品、食品表示、包装及び広告に関する事項は、中央及び地方の両レベルにおける複数の政府機関が関与しており、ベトナム保健省、商工省、農業農村開発省、科学技術省並びにこれらの各地方当局及び省人民委員会が実質的な管理を担っています。

2. 遺伝子組換え食品

第 1 回のニュースレターで述べたとおり、ベトナム法上、「食品」には、遺伝子組換え食品も含まれます。「遺伝子組換え食品」とは、遺伝子組換えにより改変された遺伝子を 1 つ以上有する食品をいい⁴、ベトナムでは、遺伝子組換え食品は農業農村開発省が所轄しています⁵。遺伝子組換え食品は、第 1 回のニュースレター([こちら](#))の 5.(1)で説明した、食品安全に関する一般的条件に従う必要があります。また、遺伝子組換え食品は、特別な類型の食品として、人の健康及び環境に関するより厳しい管理及び安全規制の対象となります⁶。特に、遺伝子組換え食品の製造業者は、遺伝子組換え食品をベトナムで市販する前に、遺伝子組

¹ 2010 年 6 月 17 日付の食品安全法(No. 55/2010/QH12、2018 年改正)(「**食品安全法**」)

² 食品安全法の一部条項の指針を定める 2018 年 2 月 2 日付の政令 15/2018/ND-CP(「**政令 15 号**」)

³ 2021 年 12 月 28 日付の政令 124/2021/ND-CP によって改正された 2018 年 9 月 4 日付の食品安全の行政処分に関する政令 115/2018/ND-CP(「**政令 115 号**」)

⁴ 食品安全法第 2.24 条

⁵ 食品安全法第 63.3 条、政令 15 号附属書 III 第 VIII 号

⁶ 食品安全法第 15 条

換え食品の製造に使用される全ての遺伝子組換え生物(「GMO」)、GMO 製品⁷及び一部の遺伝子組換え植物(「GMP」)⁸について、これらが食品として使用することが認められる旨が記載された証明書(「GMO/GMP 食品証明書」)を、農業農村開発省から取得する必要があります⁹。GMO/GMP 食品証明書の取得手続には、通常、申請書類の提出から約1年間を要します。GMO/GMP 食品証明書が付与された GMO/GMP のリストは、農業農村開発省のポータルサイトに公開され、更新されることになっていますが¹⁰、現時点では当該リストは公開されておらず、代わりに、[GMO SEARCH – An toàn sinh học \(antoansinhhoc.vn\)](http://GMO_SEARCH - An toàn sinh học (antoansinhhoc.vn))上で確認することができるようになっています。

3. ゲノム編集及びゲノム編集食品

近時、ベトナムの多くの科学フォーラムやセミナーにおいて「ゲノム編集」という概念が議論されていますが、第1回のニューズレターで述べた新規食品と同様に、ゲノム編集はベトナムでは比較的新しい分野であり、食品産業に適用される若しくは認められるゲノム編集方法を直接的に規定したもの、又はゲノム編集食品について規定する規制は現時点では制定されていません。

4. 食品包装

ベトナムの食品安全規制上、食品用器具、包装資材及び容器(以下総称して「包装製品」といいます。)は、食品に使用される前に一定の安全保証条件を満たす必要があります¹¹。包装製品は、保健省、農業農村開発省及び商工省が所轄しており、具体的な監督責任機関は、対象となる食品の種類によって異なります。例えば、保健省は、農業農村開発省及び商工省が所轄する食品(容器入り飲料水、機能的食品、食品添加物等)以外の、食品に直接接触する包装製品を監督し、農業農村開発省は、遺伝子組換え食品や農産物等の自己が所轄する食品に直接接触する包装製品を監督し、商工省は、アルコール、ノンアルコール飲料、加工乳、菓子等の自己が所轄する食品に直接接触する包装製品を監督します¹²。

包装製品は、次の安全条件を満たす必要があります¹³。

- 安全な材料から製造され、有害物質又は異臭を食品に放出しておらず、賞味期限内における食品の品質が保証されるものであること
- 包装製品に適用される規制を遵守し、保健省が発行する関連技術仕様に適合していること。保健省が発行する各種包装製品に適用される技術規則には、具体的には次の4つの技術規則があり、使用される材料に応じて適用を受けます¹⁴。
 - (i) QCVN12-1:2011/BYT: 食品に直接接触する合成樹脂製の器具、容器及び包装の衛生及び安全に関する国

⁷ 2011年11月30日付けの政令108/2011/ND-CP及び2020年10月2日付けの政令118/2020/ND-CPによって改正されたGMO、遺伝子標本及びGMO製品のバイオセーフティに関する2010年6月21日付けの政令69/2010/ND-CP(以下総称して「政令69号」といいます。)の第3.2条において、「GMO製品」とは、遺伝子組換え生物に由来する成分の全部又は一部を含む製品であって、自然条件下では自ら新しい個体を作り出すことができない遺伝子組換え生物の遺伝子標本も含まれるとされています。

⁸ 通達02/2014/TT-BNNPTNT(「通達02号」)の第3.1条において、「GMP」とは、組換えDNA技術により生成された1つ又は複数の新しい遺伝子を有する植物の遺伝子標本及び植物の直接生産物をいうものと定義されています。

⁹ 政令69号第28.1条、通達02号第5条。GMPについては、(i)トランスジェニック技術により所望の形質を特定する遺伝子の形質転換の結果として単一の形質転換事象を有するGMP、及び(ii)トランスジェニック技術により一つ以上の所望の形質を特定する2つ以上の遺伝子の形質転換の結果としてベクタースタック形質転換事象を有するGMPの場合に必要となる。

¹⁰ 政令69号第31条、通達02号第11条

¹¹ 食品安全法第10.2条(b)、第18条

¹² 政令15号附属書I、III及びIII

¹³ 食品安全法第18条、政令15号第4条

¹⁴ 食品に直接接触する器具、包装資材及び容器の安全及び衛生に関する国家技術規則を公布する2011年8月30日付けの通達34/2011/TT-BYT号、及び食品に直接接触するガラス、セラミック、磁器及びホーローの安全及び衛生に関する国家技術規則を公布する2015年10月28日付けの通達35/2015/TT-BYT

家技術規則

- (ii) QCVN12-2:2011/BYT: 食品に直接接触するゴム製の器具、容器及び包装の衛生及び安全に関する国家技術規則
- (iii) QCVN12-3:2011/BYT: 食品に直接接触する金属製の器具、容器及び包装の衛生及び安全に関する国家技術規則
- (iv) QCVN12-4:2015/BYT: 食品に直接接触するガラス、セラミック、磁器及びホーロー製の包装及び器具の衛生及び安全に関する国家技術規則

- 生産者又は取引業者は、食品に直接接触する食品用器具、包装及び容器を市場に流通させる前に、関連法令に従い自己申告を行う必要があります(輸出目的又は国内生産のための生産又は加工のために製造又は輸入された製品で、国内で販売されないものは除きます。)。指定試験所又は ISO 17025 認定試験所が発行した包装製品の食品安全試験の結果は、自己申告の際の重要な書類です。自己申告書は、管轄する地方当局に提出し、メディア媒体若しくはポータルサイト上で一般に公開されるか、又は生産者若しくは取引業者の本社に備え付けられます。

5. 食品表示

適切な食品表示は、ベトナム法上課されている食品安全条件の一つであり、現行の商品表示規制に基づき、ベトナム国内又は国外において食品、食品添加物及び食品加工助剤を製造及び輸入する組織及び個人に課される義務的要件です¹⁵。商品に関する一般的な表示規制は、2021年12月9日付の政令111/2021/ND-CPによって改正された、2017年4月14日付の商品表示に関する政令43/2017/ND-CP(以下総称して「**政令43号**」といいます。))に規定されており、また、食品については、食品の安全性の確保のため、一般的な商品表示規制に加えて、食品安全法及びその指針、政令及び通達等の下位法令に基づく特定の表示義務も遵守する必要があります。ベトナムにおける食品表示に関する事項は、科学技術省が主務官庁となっています。以下では、基本的な食品の表示要件について説明します。¹⁶

(1) 定義及び目的

ベトナム法上、「商品表示」とは、商品、商品の商業用包装、その他これらに付随するものに直接貼付、印刷、添付、成型、彫刻又は刻印された文字、印刷物、図面、文字の複写、絵、画像をいいます¹⁷。「商品表示」の目的は、消費者が商品について認識し、商品を選択及び消費するため、製造業者及び取引業者が商品に関する情報を提供し、販売促進を行うため、並びに当局が商品の検査及び管理を行うために用いる基本的かつ必要な情報を表示することにあります¹⁸。食品は商品の一種であり、したがって、食品表示の目的も、上記の一般的な商品表示の目的と同様です。

(2) 表示における「食品」の範囲

第1回のニューズレターで解説したように、「食品」とは、生鮮、生、加工又は保存された状態で人が飲食する製品をいい、化粧品、たばこ及び医薬品として使用される物質は含まれないと定義されています¹⁹。現行法では、「生鮮食品」、「微量栄養素強化食品」、「機能性食品」、「遺伝子組換え食品」、「放射線照射食品」、「包装食品」等、多くの食品カテゴリーが定められています²⁰。未包装の状態で消費者に直接販売される生鮮食品、生食品及び加工食品を除き、全ての食品は、食品及び一般の商品に適用される表示要件を遵守する必要があります。

なお、ゲノム編集食品や新規食品等の一部の新しい種類の食品については、現時点では法令上定義が設けられておらず、そ

¹⁵ 食品安全法第10.2条(b)及び第44条、政令15号第24条、消費者権利保護法(No.59/2010/QH12)第12.1条

¹⁶ 政令43号第20.1条

¹⁷ 政令43号第3.1条

¹⁸ 政令43号第3.2条

¹⁹ 食品安全法第2.20条

²⁰ 政令43号第1.2(dd)条

のため、これらの食品の表示に関する規制は不明確となっています。

(3) 表示の形式的要件²¹

食品を含む商品の表示は、次の基本的な形式及び表示事項に関する要件を満たす必要があります。

- **位置:** 表示は、全ての表示事項が記載され、商品又はその構成要素を分離することなく、商品若しくは包装又はその両方の見やすい位置に表示されなければならない
- **文字及び表示のサイズ:** 表示義務を負う組織又は個人は、(i)全ての必要的表示事項が記載されており、かつ(ii)文字及び数字が肉眼で読める大きさである限り、表示のサイズ、表示に使用する文字及び数字のサイズを決定することができる
- **色:** 表示に記載する文字、数字、図、絵、記号、シンボルの色は、明確に判読できるものでなければならない。必要的表示事項の場合は、文字又は数字の色と背景色との間に十分なコントラストが確保されていなければならない
- **言語:** ベトナム市場で流通する商品に記載される必要的表示事項は、国内で消費されない輸出品又は国や地域の国際名称を記載する特別な場合は除き、ベトナム語で記載されなければならない
- **二次的表示:** 輸入品の二次的表示に記載される内容は、原表示に記載された必要的表示事項をベトナム語に翻訳したものでなければならない。前記 5.(2)で述べた商品の性質に応じて、必要な表示事項を補足しなければならない

(4) 必要的表示事項

食品表示には、次の必要的表示事項を記載する必要があります²²。

- 商品名
- 商品の責任担当者又は組織の名前及び住所
- 商品の原産地
- 当該商品の性質に応じ法令上定められるその他の必要的表示事項。特に、次の各食品には、以下の必要的表示事項を記載しなければならない

No.	食品の種類	必要的表示事項
1.	一般食品	- 内容量、製造年月日、期限(「消費期限」、「使用期限」、「賞味期限」等)、成分構成又は成分量、栄養成分、栄養価(該当する場合) ²³ 、警告、使用及び保存方法
2.	健康補助食品	- 内容量、製造年月日、期限、成分及び成分量(食品添加物及び副原料については表示義務なし)又は栄養価、使用及び保存方法、効用(使用目的、使用方法)、リスク警告(もしあれば) - 「健康補助食品」(Thực phẩm bảo vệ sức khỏe)の文言 - 「本品は医薬品ではなく、医薬品の代わりに使用することはできません」(Thực phẩm này không phải là thuốc, không có tác dụng thay thế thuốc chữa bệnh)の

²¹ 政令 43 号第 4 条～第 8 条

²² 政令 43 号第 10 条及び附属書 I

²³ 本事項の記載は、保健省の指針に従う必要があります。現在、保健省は、食品に栄養成分表示(nutrition facts)を義務付ける指針案を起草しており、2024 年 1 月 1 日以降、ベトナムで流通している全ての食品は、1 年間の猶予期間(2025 年 1 月 1 日まで)が認められている自家製食品を除き、栄養表示要件を遵守しなければならない可能性があります。

No.	食品の種類	必要的表示事項
		文言
3.	栄養補助食品、医療用栄養食品、特別用途食品	<ul style="list-style-type: none"> - 内容量、製造年月日、期限、成分、追加栄養素(又は栄養価)の量、注意事項(もしあれば)、使用及び保存方法、健康上のリスク警告(もしあれば) - 栄養補助食品については、「栄養補助食品」(<i>Thực phẩm bổ sung</i>)の文言 - 医療用栄養食品については、「医療用栄養食品」(<i>Thực phẩm dinh dưỡng y học</i>)及び「医療従事者の監督の下で患者に対して使用すること」(<i>sử dụng cho người bệnh với sự giám sát của nhân viên y tế</i>)の文言 - 「特別用途食品」については、「栄養食品(特定対象者用)」(<i>Sản phẩm dinh dưỡng (cho đối tượng cụ thể)</i>)の文言
4.	放射線照射食品	<ul style="list-style-type: none"> - 内容量、製造年月日、期限、成分構成又は成分量、注意事項 - 「放射線照射食品」(<i>Thực phẩm đã qua chiếu xạ</i>)の文言
5.	遺伝子組換え食品	<ul style="list-style-type: none"> - 内容量、製造年月日、期限、成分構成又は成分量、注意事項 - GMO の名称の横に「遺伝子組換え食品」(<i>Thực phẩm biến đổi gen</i>)又は「遺伝子組換え」(<i>biến đổi gen</i>)の文言。一定の例外を除き、当該食品が GMO を含む場合又は当該食品を製造するために使用された全成分の 5%を超える GMO 成分を 1 つ以上含有する GMO 製品を含む食品に適用される²⁴。
6.	食品添加物、加工助剤	<ul style="list-style-type: none"> - 内容量、製造年月日、期限、成分構成又は成分量、使用及び保存方法、注意事項(もしあれば) - 「食品添加物」(<i>Phụ gia thực phẩm</i>)又は「食品加工助剤」(<i>Chất hỗ trợ chế biến thực phẩm</i>)の文言
7.	食品材料	<ul style="list-style-type: none"> - 材料名、内容量、製造年月日、期限、使用及び保存方法
8.	包装製品	<ul style="list-style-type: none"> - 原料構成、技術仕様、使用方法、注意事項(もしあれば)

(5) 食品加工業者及び輸入業者の責務²⁵

食品加工業者及び輸入業者は、食品表示に関して、次の一般要件を満たす必要があります。

- 真正、明確かつ正確で、商品の性質を反映した表示及び二次的表示(ある場合)を行うこと
- 食品加工業者は、国内流通のために生産された商品に表示を行うこと。表示を第三者に委託する場合においても、食品加工業者は、引き続き表示に対して全責任を負うこと
- 食品輸入業者は、輸入品に対して法律で義務付けられた事項を表示すること

²⁴ 政令 15 号第 10 条、政令 43 号の一部条項の細則を定める 2019 年 6 月 26 日付の通達 05/2019/TT-BKHCHN(「通達 05 号」)第 10 条

²⁵ 政令 43 号第 9 条

6. 栄養強調表示・健康強調表示²⁶

食品の栄養及び健康強調表示は、一般的に、対象となる食品に表示される成分及び分量に基づいて、明示的又は暗示的に記載される表示をいいます。栄養及び健康強調表示には、原材料の形態にかかわらず、製品の製造に使用され、最終製品に含まれる添加物を含む原材料の名前等が記載されます。

分量は、製品の性質及び状態に応じて、製品単位中に存在する該当成分の質量、又は、質量対体積、容量対質量、容量対容量、質量%、容量%のいずれかの比率で表示されなければなりません。製品の成分構成が計量的数量で算出される場合は、ベトナムの計量法に基づき表示される必要があります。

栄養及び健康強調表示規制は特定の種類の食品に適用され、強調表示を行う場合は、次の規定を含む基本規則を遵守する必要があります²⁷。

- 食品に含まれる特定物質(例:ビタミン、ミネラル、アミノ酸、脂肪酸、酵素、プロバイオティクス、プレバイオティクス、その他の生物学的活性物質)に関する栄養強調表示及び健康強調表示は、保健省が発行するベトナム人に適用される推奨栄養摂取量(RNI)に基づいて計算されなければならない
- 健康強調表示は、科学的証拠によって裏付けられなければならない
- 栄養補助食品については、当該食品中の対象物質の含有量が推奨栄養摂取量の基準値の 10%未満である場合には、栄養強調表示及び健康強調表示を行ってはならない
- 健康補助食品については、当該食品中の対象物質の含有量が推奨栄養摂取量の基準値の 15%未満である場合には、栄養強調表示及び健康強調表示を行ってはならない。ビタミン、ミネラル及び有効成分の効果について、当該食品中における含有量が科学的根拠よりも少ない場合は、強調表示を行ってはならない
- 医療用栄養食品及び特別用途食品については、全ての栄養物質について、1 食分当たり又は 100g 当たりの推奨栄養摂取量に基づいて栄養強調表示及び健康強調表示を行わなければならない。また、強調表示には、各対象者毎に適用される推奨栄養摂取量を明記しなければならない

7. 食品広告²⁸

食品は、人の健康や環境に直接影響を及ぼす特別な商品の一つであり²⁹、したがって、食品の広告は、ベトナムで「通常の」製品を広告する場合よりも厳しい要件を満たす必要があります。食品の広告については、保健省、農業農村開発省及び商工省が管轄しており、それぞれが自己の監督管轄に属する食品の広告について監督を行っています³⁰。

原則として、食品や食品添加物の広告を行うためには、当局が発行する証明書(地元で生産された牛乳や子ども向けの栄養製品等については規格証明書や食品安全衛生証明書、輸入された栄養食品については生産国が発行する製品品質証明書や自由販売証明書、その他一部の食品及び食品添加物については、関係当局が発行する規格通知受領書等)を取得する必要があります³¹。

²⁶ 政令 43 号第 16 条、第 17.5 条、通達 05 号第 9 条

²⁷ 通達 43/2014/TT-BYT 第 III 章～第 V 章

²⁸ 食品安全法第 VII 章、政令 15 号第 VIII 章、2013 年 6 月 21 日付の広告法(No.16/2012/QH13)(「**広告法**」)第 20.4 条、政令 181/2013/ND-CP 第 5 条及び第 12 条

²⁹ 広告法第 2.12 条

³⁰ 食品安全法第 43.3 条

³¹ 広告法第 20.4 条(d)及び(dd)

保健省、農業農村開発省及び商工省が定める特定の種類の食品については、広告を行う前に管轄当局による広告内容の確認を受けなければならない、広告に当たっては確認された内容のみを広告することができます³²。例えば、生後 36 か月までの子どもを対象とした健康食品、医療用栄養食品、特別用途食品及び栄養製品等で、かつ、法令上で広告を行うことが認められているものについては、当該広告の内容を登録し、広告内容に関する確認証明書を取得した後に広告を行うことができ、また、当該広告内容は登録内容に適合している必要があります。広告内容に関する確認証明書は、法令上、完全かつ有効な申請書が提出された日から 10 営業日で発行されます³³。

広告主は、食品広告の内容を任意に決定することができますが、次の一定の要件を遵守する必要があります。

- 広告の内容は、商品の用途及び反応/効果と一致したものでなければならない、商品の告知時に発表された内容でなければならない
- 食品の広告に、医療機関、施設、医師、薬剤師、医療従事者の画像、機器、衣装、名前、これらの者とのやり取り、患者からの礼状、医師、薬剤師、医療従事者の記事を利用してはならない
- 食品及び食品添加物の広告には、食品及び添加物の名前、商品の流通に対して責任を有する組織・個人の名称及び住所を明記しなければならない
- 機能性食品については、主な効果及び副作用がある場合は、「本品は医薬品ではなく、医薬品の代わりに使用することはできません」との注意書きとともにその旨が広告されなければならない。当該食品が医薬品である、又は医薬品としての機能を有すると誤解を招くような広告は行ってはならない
- 健康補助食品については、「本品は医薬品ではなく、医薬品の代わりに使用することはできません」との注意書きを広告しなければならない。広告方法については、広告を放送する媒体の種類によって異なる

8. 禁止行為及び処分

(1) 対象事項に関する禁止行為

ベトナム法令上、とりわけ次の行為が禁止されています。

- 商品の表示に関する法令違反、関連する技術規則に適合しない食品、変性した食品、安全でない包装又は容器に入った食品、輸送中に包装又は容器が破損、破裂又は変形して食品汚染を引き起こす食品、原産地の特定がなされていない又は期限切れの食品を含む食品の製造及び食品関連事業への関与³⁴
- 生後 24 か月未満の子ども向けの代用乳、生後 6 か月未満の子どもの栄養補助食品、哺乳瓶、人工乳首の広告³⁵
- 登録又は発表された商品の数量、品質、価格、効用、デザイン、包装、商標、原産地、種類、サービス方法、保証期間について誤った又は誤解を招くような広告³⁶
- 食品安全に関する不正確又は不実の情報、教育、通信の提供及び出版物発行、虚偽又は偽造された食品検査結果の提供、食品安全に関する不正確又は不実の情報のメディアへの掲載³⁷

³² 食品安全法第 43.3 条、政令 15 号第 27.6 条

³³ 政令 15 号第 27.5 条

³⁴ 食品安全法第 5 条

³⁵ 広告法第 7.4 条、第 8.1 条

³⁶ 食品安全法第 5.11 条、広告法第 8.9 条

³⁷ 政令 115 号第 23.4 条

- 食品の製造及び取引における、国家技術規則及び安全要件に適合しない食品用具、包装、容器/材料の使用³⁸

(2) 処分及び強制救済措置

違反者は、違反の性質及び重大性に応じて、行政上又は刑事上の責任を負う可能性があります³⁹。

行政上の責任

食品安全、表示及び広告規制に違反した場合に組織に対して適用される行政罰の最大額は、2億ベトナムドンですが、特定の違反については、限度額が設けられておらず、違反の対象となった食品の価値の最大7倍(上限額なし)の罰金が命じられる場合があります⁴⁰。また、違反行為の性質及び重大性に応じて、食品関連認定書の一時的な取消し(例えば、食品生産及び取引における食品安全適格性証明書の場合の取消期間は1~6か月とされています。)又は1~12か月間の営業停止及び違反行為の原因となった対象物の没収等、追加的に罰が科される場合があります⁴¹。

違反者は、上記の罰金及び追加罰の他に、違反行為の種類及び性質に応じて、一つ又は複数の救済措置を講じなければならない場合があります⁴²。

刑事上の責任

違反行為のうち、重大な結果をもたらすものについては、刑事責任の対象となる可能性があります。違反した製品の価値及び違反行為の重大性に応じて、3億ベトナムドン以下の罰金又は1年~20年の懲役が科され、また、違反行為に関与した者は、1~5年にわたり一定の役職、職業、業務の禁止が命じられることがあります⁴³。また、商品の虚偽広告について、当該行為が既に行政処分を受けている、又は当該行為で有罪判決を受けた者がその行為を是正していない場合は、1億ベトナムドン以下の罰金又は3年の非拘禁刑が科される可能性があります⁴⁴。


上記の行政上及び刑事上の責任に加え、他人に危害又は損害を与えた場合には、違反者は法令に従って損害賠償責任を負うことがあります⁴⁵。

なお、本ニュースレターは、ベトナムの遺伝子組換え食品、食品の包装、表示、広告に関する基本的事項をご理解いただくための一般的な解説にとどまります。詳細な情報が必要な場合は、弊所までお問い合わせください。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

³⁸ 政令 115 号第 8 条、第 14 条

³⁹ 食品安全法第 6.1 項

⁴⁰ 政令 115 号第 3.1 条

⁴¹ 政令 115 号第 2.2 条

⁴² 政令 115 号第 2.3 条

⁴³ 2017 年改正刑法によって改正された 2015 年刑法第 317 条

⁴⁴ 2017 年改正刑法によって改正された 2015 年刑法第 197 条

⁴⁵ 食品安全法第 6.1 条